

2016年6月24日

2016年版統合版 FDI ポリシーとその日本語訳

弁護士 琴浦 諒 / 大河内 亮

インドへの外国直接投資(Foreign Direct Investment)に関するガイドラインである Consolidated FDI Policy(統合版 FDI ポリシー)の 2016 年版が、インド政府商工省(Ministry of Commerce and Industry)の産業政策促進局(Department of Industrial Policy and Promotion)から、2016 年 6 月 7 日付で発行され、同日付で施行されました。

統合版 FDI ポリシーは、インドへの外国直接投資に関する諸通達を、インド政府がとりまとめた書面であり、これを読めば現状どのような直接投資がインドにおいて認められているかが一覧できるという、インドへの直接投資にとって最も重要な文献の1つです。

本ニュースレターでは、2016 年版の統合版 FDI ポリシーの全文日本語訳をお届けするとともに、2015 年版からの主な変更点(日系企業にも関連しうるもの)について解説します。

1. 2016 年版統合版 FDI ポリシーの日本語訳

2016 年版の統合版 FDI ポリシーの全文日本語訳および原文を、それぞれ下記弊所のウェブサイトのインド法務の法律情報のページに掲載いたしました。

全文日本語訳: http://www.amt-law.com/pdf/bulletins11_pdf/India_20160624_1.pdf

原文: http://www.amt-law.com/pdf/bulletins11_pdf/India_20160624_2.pdf

ポータルサイト: <http://www.amt-law.com/bulletins11.html>

2016 年版の Consolidated FDI Policy の原文は、下記インド政府商工省のウェブサイトから取得したものです。

http://dipp.nic.in/English/policies/FDI_Circular_2016.pdf

2. 2015 年版からの主な変更点(日系企業にも関連しうるもの)

(1) 有限責任組合(Limited Liability Partnership) に関する規定の変更、追加(2.1.7 条、3.2.4 条、3.8 条など)

「支配(control)」の定義(2.1.7 条))や、ダウンストリーム・インベストメントに関する規定(3.8 条)等に、有限責任組合(LLP)の場合を念頭においた規定が加筆されています。有限責任組合(LLP)への外国直接投資(FDI)を行う外国投資家が増えてきたことが背景にあるものと思われます。

(2) 投資ビークル(Investment Vehicle)に関する規定の変更、追加(2.1.23 条、3.2.5 条など)

インドにおいて投資活動を行う「投資ビークル」に関する制度を踏まえ、当該投資ビークルに対する外国投資についての規定が加筆されています。

(3) 内閣承認が必要となる投資基準の緩和(4.2 条)

内閣経済対策委員会(Cabinet Committee on Economic Affairs)の承認が必要となる外国直接投資の額が、従前の 200 億ルピー超から 500 億ルピー超に変更されており、内閣承認が必要となる投資基準が緩和されています。

(4) 個別の事業分野に適用される外国直接投資規制の変更(5章全般)

・5.1 項、5.2.10.2 項

外国直接投資が禁止される、「不動産事業」には、タウンシップの開発、住宅／商業用建物、道路や橋梁の建設、ならびに 2014 年インド証券取引委員会(不動産投資信託)規則(SEBI (REITs) Regulations 2014)に基づく登録・規制を受ける不動産投資信託(REIT)が含まれないことが明記されるとともに、不動産の賃貸借に係る賃料収入／収益は、不動産事業に帰属しないことが明確にされました。

また、タウンシップ、住宅、ビルトアップ・インフラストラクチャーの建設・開発事業について、概ね投資上の規制が緩和されました。

・5.2.2 項

農園事業への外国直接投資が、100%まで自動ルートで認められることとなりました。

・5.2.5 項

零細・小規模企業に対する投資制限が撤廃されました。

従前は、零細・小規模企業に留保された品目を製造する零細・小規模企業に 24%超の外国直接投資を行う場合には、政府ルートによる必要がある(すなわち、事前の政府承認が必要)ほか、産業ライセンスの取得が必要でした。

零細・小規模企業に留保された品目は、近年、段階的に削減されていましたが、2015 年に規制自体が撤廃され、これにより零細・小規模企業に対する投資制限は完全に撤廃されました。

・5.2.6 項

防衛産業への外国直接投資が、49%までは自動ルートで認められることとなり、49%超の場合も、国家に近代的かつ最新の技術が導入される可能性がある場合には、政府ルートによる事前承認を得ることで投資が認められる可能性があることとされました。

また、防衛産業への外国直接投資の際に設けられていた厳格な条件が、一定程度緩和されました。

・5.2.7 項

放送キャリッジサービスへの外国直接投資の投資上限が 74%から 100%に緩和されるとともに、49%までは自動ルートで認められることとなりました(49%超は政府ルート)。

また、放送コンテンツ事業についても、各分野ごとに投資上限が引き上げられるとともに、ニュースと時事問題以外を扱うチャンネル事業については、100%まで外国直接投資が自動ルートで認められることとなりました。

・5.2.9 項

各種民間航空事業について、外国直接投資の上限が引き上げられるとともに、自動ルートでの投資が認められる上限が引き上げられました。

・5.2.12 項

衛星設備事業への外国直接投資の投資上限が 74%から 100%に緩和されました。

・5.2.15.2 項

電子商取引活動(e-commerce)について、規制、投資条件の明確化が図られました。

・5.2.15.5 項

免税店事業に対する外国直接投資に関する規定が追加されました。投資上限は 100%、かつその上限まで自動ルートでの投資が認められるとされています。

・5.2.17 項

資産管理会社への外国直接投資が 100%まで自動ルートで認められることとなりました。

・5.2.20 項

信用情報会社への外国直接投資の投資上限が 74%から 100%に緩和されました。

・5.2.22 項

保険事業への外国直接投資が、その投資上限である 49%まで、全て自動ルートで認められるようになりました。

・5.2.23 項

年金分野に対する外国直接投資に関する規定が追加されました。投資上限は 49%、かつその上限まで自動ルートでの投資が認められるとされています。

・5.2.25 項

ホワイトラベル ATM(店頭に銀行、企業名やロゴなどを表示しない ATM)事業に対する外国直接投資に関する規定が追加されました。投資上限は 100%、かつその上限まで自動ルートでの投資が認められるとされています。

なお、上記の規制の変更は、2015年版の統合版 FDI ポリシーの発行日である 2015年5月12日以降、2016年版の統合版 FDI ポリシーの発行日である 2016年6月7日までに、個別通達において定められた改正内容を確認的に統合したものがほとんどであり、2016年版の統合版 FDI ポリシーによって新しく改正されたものではありません。また、2016年版の統合版 FDI ポリシーの発行後、2016年6月20日に、インド政府からさらなる外国直接投資の規制緩和政策が発表されているため、実際にインドに外国直接投資を行おうとする場合、投資時点での規制状況

を確認することをお勧めいたします。

(4) その他

2016年版の統合版FDIポリシーでは、2015年版において本文に記載されていた事項の多くが別紙(別紙2から10まで)に移されるなど、形式面、体裁面でも大幅な変更がありました。

別紙に移された事項のうち、内容面で大きな変更があったものは少なく、実質的にはあまり影響はないと思われませんが、原文または和訳をご参照いただくにあたっては、上記形式面、体裁面の変更にご留意ください。

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 琴浦 諒(ryo.kotoura@amt-law.com)
弁護士 大河内 亮(ryo.okochi@amt-law.com)
 - 本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、ryo.kotoura@amt-law.comまでご連絡下さいますようお願いいたします。
 - 本ニュースレターのバックナンバーは、<http://www.amt-law.com/bulletins11.html>にてご覧いただけます。

**ANDERSON
MŌRI &
TOMOTSUNE**

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

〒107-0051 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー

TEL:03-6888-1000(代表)

E-mail:inquiry@amt-law.com